



一般財団法人

医療・福祉・環境経営支援機構

「経営者のための情報Note」Vol. 197

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 Philosophy Note	<今月のタイトル> 「教える」ことは「学ぶ」ことである				
		○	○	○	○	○
B	 Medical Note	<今月のタイトル> 医療用手袋、備蓄放出は5月18日より 購入受付開始				
			○			
C	 Dental Note	<今月のタイトル> 無断キャンセルにどう対応！？				
				○		
D	 Welfare Note	<今月のタイトル> こどもの数 45年連続減の1,329万人 過去最少を記録				
					○	
E	 Environment Note	<今月のタイトル> 猛暑に強く食味良く ～ 季節の1株 県が育成 ～				
		○	○	○	○	○
F	 Topics Note	<今月のタイトル> 10道県、10年で外国人倍増 ～ 各地で存在感増す ～				
		○	○	○	○	○

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



Philosophy Note

「教える」ことは「学ぶ」ことである

杉田 圭三

■「教える」こと、「学ぶ」こと

儒教で尊重される周末から秦・漢時代の儒者の古礼に関する説を集めた五種の經典、五經（易經・詩經・書經・礼記・春秋）の一つ『礼記』に、「教うるは学ぶの半ば（We learn by teaching）」という教えがあります。内容は、人にものを教えるということは、自分も勉強して、よく理解していなければ教えることが出来ない。従って、自分も勉強することになるので「教える」ということは、自分の知識の不足や、あいまいな点がはっきりするから半分は自分も「学ぶ」ことになるという教えなのです。

特に重要なのは、「学ぶ」の意味です。広辞苑では「まねてする。ならって行う」ことを「学ぶ」としてしています。つまり、善言を聞いても、それを心にとどめて自分のものにしなかったり、また、他の言説をすぐ受売りするような、いい加減な世間で言う受売りであってはならない事を示唆しているのです。「まねてする」は『真似る』ことであり、「ならって行う」は、教えられて自分の身につける『習う』ことなのです。

この事を仕事に置き換え考えると、お客様にプレゼンテーションをすること、部下を指導することは、「教える」ことを実行していることになるのです。従って、当事者である「教える」側が、そのプレゼンテーションや指導する内容を深く「学び」、その知識を行動に移し、智慧として熟知していなければならないことになります。また、「行動」には、「考える」、「理解する」と言った行為そのものも包含することを忘れてはならないのです。

■「教える」ことの大切さ

「教える」という行為を積み重ねることは、自らの「学び」の＜場＞を増やすことになり、結果として、多くの智慧を身に付けることを可能にするのです。また「教える」ことは、自らを高めると同時に、現状を改革し創造する力や、判断の物差しを持つことになり、リーダーとしての資質が備わり、結果、素晴らしい人生を歩むことが出来るようになるのです。

さらに、それは仕事の面でも活かされ、お客様の求めるものを確実に捕え対応することによって、無くてはならない存在としての地位を確立し、やり甲斐の持てる仕事にしていくことが出来るのです。

このように「教える」ことに徹するだけでも、自らの人生を「光輝く」、「希望溢れる」ものにすることが可能になるのです。

■「教える」ために必要なこと

1. 自らに厳しい課題を課す

一流のプロのスポーツ選手や芸術家等の話を聴くと、そこには、ある一線を越えた厳しい課題を設定し、それを乗り越えてきた努力の証が有ります。

私達がこの混迷する時代にあって新たな道を切り開くためには、「教える」という課題に取り組み、極限まで自分自身を追い込む精神力が求められます。楽な方へ流れる自分に敢えて厳しいテーマを課し、挑戦することが不可欠となるのです。

2. 渦の中心に身を置く

行徳哲男氏が主宰するBE研究所のBE研修が4泊5日で箱根の山中で開催されていました。その研修で「押し競饅頭」のようなプログラムでの体験が渦中から逃げないことの大切さを私に教えてくれました。それは、数十名の参加者が円の中心に押し詰め合うもので、私が外へ出ようとする苦しくなり、考え方を変え渦中に入っていこうとすると逆に楽になったのです。この体験から仕事も、半身の構えでは駄目で、主体となって渦の中心に身を置き、ドブプリひたることが必要だということを知ったのです。



医療用手袋、備蓄放出は 5 月 18 日より購入受付開始 《厚生労働省》

中東情勢の悪化に伴い入手確保が困難に陥っている医療用手袋について、厚生労働省は5月14日、医政局医薬産業振興・医療情報企画課長から各都道府県衛生主管部（局）長に向け、備蓄放出分の購入方法などについての通知を発出した。

国は中東情勢による医療用物資等への供給の影響を踏まえ、製造販売業者や卸、医療機関に対する情報提供窓口の設置、ヒアリング等を通じ、情報収集を実施。医療用手袋については、全体として直ちに供給が不足する状況ではない一方で、流通の混乱を避けるため、通常の発注量を超えるような発注の調整を行っている例や、一般のネット通販では取引を停止している例があることから、結果、歯科診療所等の一部の医療機関で手袋の確保が滞っていることが確認されている。国は、まず備蓄の医療用手袋5,000万枚の放出を決定。放出のスキームは、各医療機関にてG-MISを活用し「緊急配布要請（SOS）」を行い都道府県及び国においてその要請を受け付けたうえで、販売事業者を通じて医療機関に手袋の販売を行うという流れをとることを示した。対象となる医療機関は、病院、診療所（歯科を含む）、訪問看護事業所、薬局、助産所であり、介護事業所は含まれない。

具体的な販売スキームは、①医療機関から要請（G-MIS上で▼在庫量等を回答、▼手袋の緊急配布を要請）、②都道府県にて要請確認（G-MIS上で▼要請内容確認、▼配送要否、枚数等の必要事項を入力）、③国にて要請確認（G-MIS上で▼都道府県記入内容を確認、▼必要事項入力のうえ、要請を承認）、④対象医療機関リスト提供（手袋を販売する必要がある医療機関リストを国から販売業者（アスクル）に送付）、⑤販売業者（アスクル）から医療機関にメール連絡、⑥販売業者のサイトより購入手続き、⑦医療機関宛に手袋を配送——となる。医療機関側では、G-MIS要請と販売業者（アスクル）の購入サイト登録の2点が主な対応となる。

厚労省は要請にあたってG-MIS上で回答する「週次調査」にて、①在庫量、②1週間の想定消費量、③1週間の購入見込み量——の3点の回答を求めると明示。配布「要」となる条件について、『①在庫量<（②今後1週間あたりの想定消費量-③今後1週間に購入できる見込み量）×4』の数式を示し、自身の医療機関における在庫量等が条件を満たしているか否かの確認を求める。

本要請にあたってのスケジュールは【要請受付第1弾：5月18日（月）9時～5月20日（水）17時※：医療機関からの要請受付】、～5月22日（金）：国・都道府県において医療機関の要請内容を確認・販売業者にリスト提供、医療機関における購入手続き後に販売業者から各医療機関に順次配送となる。同様の流れで、【第2弾：5月20日（水）17時～5月27日（水）17時※：医療機関からの要請受付】、【第3弾：5月27日（水）17時～6月3日（水）17時※：医療機関からの要請受付】とすることが示され、以降も毎週水曜17時要請※のスケジュールで受け付ける予定という。

医療用手袋の備蓄放出に関する情報・各種資料・Q&A等は、厚労省ウェブサイトに掲載。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73131.html



Dental Note

無断キャンセルにどう対応？

■ 6 月から「キャンセル料」が解禁！？

今年 3 月の厚生労働省通知により、6 月から一部の医療機関で直前の予約キャンセルについて、所定のキャンセル料を徴収できるようになりました。ただし、今回の措置でキャンセル料徴収が可能になるのは、「予約料を選定療養として届出している医療機関」に限られます。厚労省による事前のアナウンスが分かりにくかったためか誤解も広がり、歯科でも「キャンセル料を取るようにしよう」と対策に乗り出した例が見られました。大多数の医院では予約料を徴収しないのが一般的で、まして、予約料を届出しているケースはごくわずか。つまり、今回のキャンセル料騒ぎは、ほとんどの医院には無関係なのです。

せっかく準備したのに直前でキャンセルしたり、連絡すらしてこない無断キャンセルに、多くの医院が悩まされているのは事実。予約枠が空いてしまう上に、器具の準備、スタッフの手配なども無駄になってしまいます。ある歯科医師は、「金銭的な損失では済まない。特に、午前中など、アポが空くことによるモチベーション低下の影響が大きい」と嘆いていました。『アポロニア 21』でも、かなり以前にキャンセル問題の特集したことがありました。

■ キャンセル常習者と関係を築きにくい

しばしば歯科医院のアポイントを忘れてしまい、「無断キャンセルの常習犯」になってしまっていた弊社スタッフ（当時）に理由を質すと、痛みなどの自覚症状がない上に、薬を処方される訳でもない歯科のメンテナンスのアポイントは、「どうしても忘れてしまいがち」とのこと。

私の場合、がん治療後、甲状腺ホルモンを内服しないと生きられなくなっているため、主治医への定期受診を忘れることはありませんし、内視鏡検査は、大変に不快で苦しいために、不安で忘れようもありません。歯科の定期受診には、そうした「重み」に欠けるのでしょうか。前述のキャンセル魔によれば、「こうしてくれれば、アポを思い出す」というのは意外に簡単で、事前（1 日前か数時間前）に確認のメッセージが来れば大丈夫のようでした。「数時間前でも大丈夫」というのは、仕事などで外出していても、たいていの場合、2 時間もあれば医院に行くことができるためだそうです。

現在、スマートフォンが普及し、多くの歯科医院でネット予約、デジタル予約帳が当たり前になると、SNS やショートメッセージによる事前連絡が一般的になりました。その結果、アポ忘れによる直前キャンセル、無断キャンセルは抑えられるようになったと言えます。

それでもキャンセルを繰り返す人もいますが、そうしたケースでは、診療に必要な医療従事者と患者の信頼関係が、継続的に築かれにくいと判断せざるを得ないでしょう。

■ キャンセルポリシーでルール化

今回の制度改正で導入されるキャンセル料の徴収は、ほとんどの歯科医院は対象にならないようですが、キャンセルを繰り返して信頼関係の構築が困難な患者さんを診ない、という選択肢もありえます。

キャンセルポリシーを決めて、院内に掲示するとともにホームページ上でも明記。直前キャンセル、無断キャンセルを止めてほしい、と伝えた上で、「無断キャンセルをした場合、次回の予約が後回しになる」「無断キャンセル 3 回で次回予約ができない」などをルール化している医院もあります。

応召義務違反との兼ね合いが難しいところですが、無断キャンセルの繰り返しで「信頼関係が維持できない」ことが診療を継続できない正当な理由になりうると解釈されます。さらに、生命に関わる緊急性は想定されない場面で、次回予約ができない（＝診療しない訳ではない）こと自体が患者に重大な不利益となるとは考えにくく、問題にはならないと考えられそうです。

その際、「キャンセルで医院はこんなに困る」と事情を説明している歯科医院も多いのですが、キャンセル魔には、ほとんど響かないようです。それよりも、キャンセルへのペナルティを明記して、初診時から同意を得ておくことが必要です。

「裏ワザ」として、ネット予約だけに限定し、診療後、あえて次回の予約を取らない、という方法もあります。「2 週間後に予約入れて下さいね」と言っておくと、モチベーションの高い患者さんだけが残り、「痛みも治まったし…」という無断キャンセルの予備軍をそぎ落としていくことができます。

これは、無断キャンセル対策というより、やる気のある患者層に絞り込む戦略と言えます。いろいろなアイデアがありそうですね。





こどもの数 45 年連続減の 1,329 万人 過去最少を記録 ～ 総務省 ～

総務省は 5 月 4 日、こどもの日にちなんで、今年 4 月 1 日現在のこどもの数（15 歳未満人口）の推計値を公表した。

推計によると、4 月 1 日現在のこどもの数は、前年に比べて 35 万人少ない 1,329 万人。1982 年から 45 年連続の減少となり、過去最少となった。男女別では、男子が 681 万人、女子が 648 万人で、男子が女子より 33 万人多い。女子 100 人に対する男子の数は 105.0 だった。

年齢別の内訳を見ると、中学生の年代（12～14 歳）は 309 万人（総人口に占める割合 2.5%）、小学生の年代（6～11 歳）は 564 万人（同 4.6%）、未就学の乳幼児（0～5 歳）は 456 万人（同 3.7%）となっている。ただ、3 歳ごとの区切りで見ると、9～11 歳が 296 万人（同 2.4%）、6～8 歳が 268 万人（同 2.2%）、3～5 歳が 243 万人（同 2.0%）、0～2 歳が 213 万人（同 1.7%）で、年齢層が下がるにつれて人口は少なくなっている。

総人口に占めるこどもの割合は 10.8%で、1975 年から 52 年連続低下し、こちらも最低水準を更新した。



2025 年度の「医療・福祉事業」倒産 478 件 過去最多 ～ 株式会社東京商工リサーチ ～

株式会社東京商工リサーチは 5 月 4 日、2025 年度の「医療・福祉事業」の倒産動向の分析結果を公表した。病院や歯科医院などの医療業、検疫所などの保健衛生、介護や障害者福祉を含む社会保険・社会福祉・介護事業を「医療・福祉」として集計し、負債 1,000 万円の倒産を分析した。

それによると、2025 年度の医療・福祉事業の倒産件数は 478 件。バブル期の 1988 年度以降の 38 年間で、最多となった。478 件の内訳を見ると、最も多いのは「老人福祉・介護事業」の 182 件。次いで「療術業」108 件、「障害者福祉事業」54 件、「児童福祉事業」44 件、「一般診療所」32 件、「歯科診療所」31 件と続いた。原因別では、売上不振（販売不振）が 340 件（構成比 71.1%）と最も多く、主な要因としては 7 割超が収入不足だった。赤字累積による既往のシワ寄せも 50 件（同 10.4%）に増え、業績悪化が原因の倒産が目立った。

医療・福祉事業の倒産件数が過去最多となったことについて、同社は「診療や介護など報酬の一部は公定価格で公的事業に近い部分もあるが、経営者の高齢化や人口減少、コスト高が追い打ちをかけている」と指摘。補正予算による緊急経済対策も効果は見えてこないとして、業務効率化や負担軽減に向けたさらなる支援の必要性を訴えている。



Environment Note

猛暑に強く食味良く ～ 奇跡の 1 株 県が育成 ～

■ 彩のきずな

県内の米どころ、加須市内の水田で、連日の猛暑に負けず、薄緑色の穂が一面に伸びている。県が育成した品種「彩のきずな」。暑さに強く食味が良い、注目の米だ。

「暑い日だと、長靴で田んぼに入ると水が熱い」とコメ農家の宮内和美（70）。水田には常に水を流して温まらないようにしているが、それでも水温が 30 度を超えることも。また、肥料が不足しないようにするのも、暑さ対策の重要なポイントという。

宮内には苦い記憶がある。記録的な猛暑となった 2010 年、米粒が白濁する高温障害が全県に広がった。県内で広く生産されていた品種「彩のかがやき」は暑さに弱く、被害が著しかった。この年、県内産の彩のかがやきの等級は、7 割以上が最低ランクの「規格外」となった。当時、宮内は 3 畝の水田のうち 9 割に彩のかがやきを作付けしていた。田植え時期を遅らせていたのが幸いし、白濁した米は少なかったが、米粒が小さくなり、等級がダウン。「収入は（例年より）1 割減った」と話す。

「高温に強い米を、技術を」。県が対策を進める中で誕生したのが、彩のきずなだ。だが、「当初は、暑さ対策は強い目的ではなかった」と、県農業技術研究センター（熊谷市玉井）水稻育種担当の大岡直人担当部長（48）は話す。交配を始めたのは 2003 年で、この時の主目的は病害虫に強い品種。300 種を育成していたが、10 年の猛暑でほとんどが高温障害を受けてしまう。この時、1 株だけ障害が出なかった。この“奇跡の 1 株”を育成し、彩のきずなが生まれた。

愛知県が育成した品種「ゆめまつり」と、同試験場育成種「埼 445」の交配。14 年に品種登録され、本格栽培が始まった。味はもちもちとした食感で、甘みとうまみのバランスが絶妙。昨年、日本穀物検定協会主催の食味ランキングで、4 年連続 5 度目の「特 A」の評価を受けた。

現在、宮内の水田では 7 割が彩のきずな、3 割弱を彩のかがやきで作付けている。「（彩のきずなは）粒も大きいし、コシヒカリと比べても遜色ないよ」とほほ笑む。

昨年は記録的猛暑で全国的に高温障害が広がったが、宮内の彩のきずなは等級が少し落ちたぐらいで済んだ。暑さに強い品種に加え、水の管理や施肥も猛暑対策の鍵となる。気温が高くなると害虫の動きも活発になる。「米作りは子育てと一緒に手をかければ結果が出る」。その思いは猛暑に負けない。

■ 笑みほころぶ新品種

暑さに強く、異なる時期に収穫できる品種が求められている中で、県が開発中の品種が「えみほころ」だ。栃木県が開発した「とちぎの星」と、埼玉県の子品種「さ 906」を交配。収穫期は中生と晩生の間ぐらいで、高温耐性は彩のきずなよりも少し高い。その名の由来は「食べたなら笑みがほころぶ」という意味という。22 年に品種登録を出願。県内 2 カ所で実証栽培が済み、現在は県内 8 カ所の県農林振興センターごとに展示圃で栽培を行っている。地域によって気候や地形など条件がさまざまに違う中で、各地の生産者に実際に試作してもらっている。





Topics Note

10 道県、10 年で外国人倍増
～ 各地で存在感増す ～

■ 地域の担い手、奪い合い

日本各地で外国人住民の存在感が増し、過疎化が進む地域社会にとっては不可欠となりつつある。慣れない土地での生活を手助けすることが定着に向けた鍵となる。あまりにも増加ペースが速く、対応が追い付かないところもある。日本人の現役世代の人口が減る中、一部の自治体や企業は生活支援策の拡充や PR 強化に乗り出し、地域の担い手を奪い合うような様相を呈している。

■ 急減急増

青森県の下北半島にある横浜町。この 10 年間で日本人住民は 4823 人から 3922 人へと 2 割ほど急減した。半面、外国人住民は 9 人から 126 人へと 14 倍に急増した。ある事業所の関係者は「この辺りは、本当に日本人の若者が少ない。もはや外国人は欠かせない労働力だ」と漏らす。

横浜町を中心に、養鶏事業を展開する「日本ホワイトファーム」では実習生や、即戦力人材の「特定技能」資格で、ベトナムやインドネシアなどから六十数人を受け入れている。会社が所有している宿舎を提供し、日本語教育をフォロー。年 2 回の防災訓練にも参加してもらっている。

ただ、町は目立った生活支援策を打ち出せてはいない。外国人住民数はさらに伸びる可能性があり、日本ホワイトファームの担当者は「住まいの確保が課題になると思われる。公的支援も検討してもらえれば」と話す。

■ まとめて転入

2015 年と 25 年の住民基本台帳人口を比べると、10 道県で外国人住民数が倍増した。25 年 1 月 1 日時点で、全国の日本人の人口が 1 年前から 90 万人減となり、減少ペースが加速した一方で、外国人は 35 万人増えた。

市区町村別で見ると、伸びが大きいのは町村部。全国の 25 町村が 10 年間で 10 倍以上となり、ゼロだった奈良県などの 6 村にも移ってきている。外国人は製造業だけでなく農業、水産業、観光業とさまざまな分野の担い手として働いている。

「こんぴらさん」こと金刀比羅宮があり、年間 200 万人を超える観光客が訪れる香川県琴平町では 21 人が 292 人になった。旅館の従業員が、10 人ほどの外国人を連れてまとめて転入届を出す光景も見られたという。特定技能資格の十数人を雇う旅館の関係者は「真面目で、よく働いてくれる。これからも受け入れは増やすつもりだ」と言い切った。

■ 30 万円給付

知名度を上げるためベトナム語の字幕を入れた就労促進 PR 動画をユーチューブで公開している愛媛県。県内で暮らす外国人を対象に無料のオンライン日本語教室を今月から始めた大分県。日本の言葉、文化を学び、県内で 3 年間働けば 1 人当たり 30 万円を給付する高知県。外国人に選んでもらえる地域となるための施策を強化している。東京への転出を防ぎ、県内定着を促すことも政策課題となっている。